

大分県から融資制度のお知らせ

定時返済不要短期資金

～短期の資金調達を図りたい事業者向け事業用資金～

新型コロナウイルス感染症などの影響により、短期の資金繰りを必要とする県内中小企業・小規模事業者向けの、満期一括による返済が可能な資金を創設しました。



1 融資条件

お申し込み いただける方

以下①～②を満たす中小企業・小規模事業者

- ①県内で保証協会の保証対象となる事業を営んでいる方
- ②その他、「大分県定時返済不要短期資金特別融資要綱」に定める要件を満たす方

資金用途

運転資金

融資期間

- ・1年以内
- ・ただし、金融機関や保証協会の審査により、本資金にて1年以内の期間で借換えができる。
(初回利用時から起算して、最長5年間継続利用が可能)

融資利率

年1.80%

融資限度額

5,000万円

保証料率

0.15%

担保等

- ・原則として法人代表者を除いて保証人は徴求しません
- ・担保については必要に応じて徴求します

2 申込先（ご融資は金融機関からとなります）

大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、伊予銀行、福岡銀行、北九州銀行、宮崎太陽銀行、横浜幸銀信用組合、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会（組合のみ）

3 資金に関するお問い合わせ先

大分県商工観光労働部 経営創造・金融課
大分市大手町3丁目1番1号
TEL (097) 506-3226

融資の流れは
ウラ面



〔参考〕 定時返済不要短期資金利用の流れ（例）

1 表面「2 申込先」金融機関に相談

（例）「県の定時返済不要短期資金を使いたい」



2 金融機関、信用保証協会による審査



3 利用諾否の決定